



令和2年度

青少年対策事業の概要

伸びよう

伸ばそう

青少年



佐久市教育委員会

佐久市少年センター

目 次

・ 佐久市少年センター概要	1
---------------------	---

【育成関係】

・ 令和元年度 青少年健全育成事業報告	4
・ 令和2年度 青少年健全育成事業計画（案）	9
・ 佐久市少年センター育成推進員の主な年間業務について	11

【補導関係】

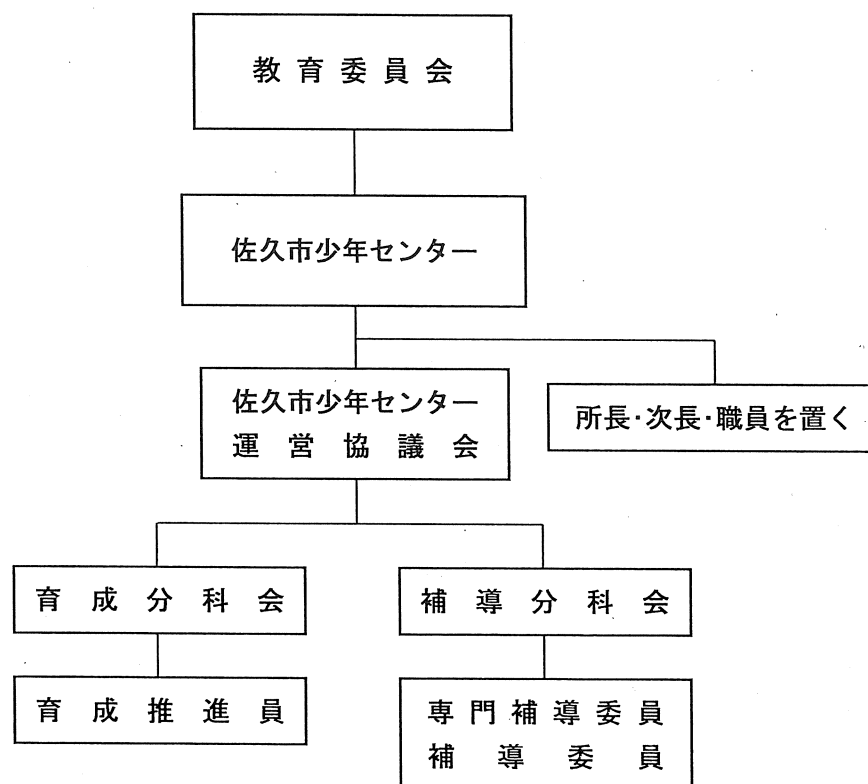
・ 令和元年度 青少年補導活動事業報告	13
・ 令和2年度 青少年補導活動事業計画（案）	16

《関係資料》

・ 青少年健全育成都市宣言	19
・ 佐久市少年センター条例	20
・ 佐久市少年センター条例施行規則	22
・ 佐久市少年センター育成推進協議会規約	23
・ 佐久市少年センター補導委員協議会規約	25
・ 佐久市有害図書類等の規制に関する条例	26
・ 佐久市有害図書類等の規制に関する条例施行規則	30

令和2年度 佐久市少年センター 概要

1 組織図



2 組織

(1) 職員体制

所長 1 名 次長 1 名 係長 1 名 係 2 名

(2) 運営協議会委員（17名）

少年センターの活動の公正かつ適正な運営を図るため、青少年育成補導関係機関、関係団体等の代表者及び識見を有するもので組織する。

(3) 育成推進員（243名）

地域の特性を活かした青少年健全育成事業を担い、青少年健全育成会や、地区子ども会等の活動を推進するとともに、育成会の組織づくりをする。

(4) 専門補導委員（3名）

青少年補導、育成に関すること。

電話相談等に関すること。

(5) 補導委員（113名）

市内各地区や小中高等学校から選出された補導委員は、少年センターの補導計画に基づき、市内の駅周辺や大型店、ゲームセンター等を中心に巡回し、問題行動の青少年の発見や指導にあたり、「愛のひと声」運動を行う。

青少年健全育成活動		
主な推進団体等		・佐久市少年センター育成推進員（243名） ・地区育成会 ・PTA ・子ども会 ・地域
推進項目		主な活動内容
1 明るい家庭づくり		佐久市青少年健全育成市民集会開催 「家庭の日」「いい育児の日」の啓発活動
2 心豊かなたくましい青少年づくり		佐久市ジュニアリーダー研修事業 銀河連邦子ども留学交流事業
3 健全な社会環境づくり		環境浄化活動 メディアリテラシーの向上 青少年の社会参加活動 地区育成活動
青少年補導活動		
主な推進団体等		・佐久市少年センター補導委員（113名）・専門補導委員（3名） ・学校・PTA・警察・地域
実施項目		主な活動内容
1 街頭補導活動		・毎週5回（月・火・水・木・金）街頭補導活動を実施 ・小学校・中学校・高等学校への学校訪問を計画的に実施 ・学校職員・PTA（保護者）との合同街頭補導の実施
2 少年相談活動		専門補導委員は、少年が抱く悩みや家庭・地域が抱えている青少年に関する問題の相談に応じ、注意・助言を行う。ケースによっては、より専門的な関係機関に引き継ぎ、問題の解決を図る。
3 環境浄化活動		・アダルトビデオや有害図書類等を収納した自動販売機を設置させない運動の推進 ・有害環境チェック活動の実施 ・地下道や橋梁等の落書消し、清掃活動等の実施
4 啓発活動		・少年センターだよりを公民館報・ホームページに掲載 ・青少年健全育成のぼり旗の設置（7・11・2月の強調月間）と街頭啓発の実施 ・メディアの危険性についてや補導活動等のパネル展示 ・薬物乱用防止展示を活用し、薬物の恐さの啓発

育 成 関 係

令和元年度 青少年健全育成事業報告

明るい家庭づくり

1 佐久市青少年健全育成市民集会

目 的 急激な社会の変化は、青少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼし、いじめや暴力、携帯電話等インターネット上の有害情報を介した事件のほか、青少年を巻き込んだ凶悪事件の多発や犯罪の低年齢化など深刻な問題となっている。こうした環境の中で、青少年をいちばん身近で支える家庭、地域、青少年団体、学校等の関係者が一堂に会し、青少年と家庭のあり方を考える。

日 時 令和元年11月24日（日） 午後1時から

場 所 市民創錬センター

内 容 講演会

講師：子どもとメディア信州代表・松本市立菅野中学校長 松島 恒志 氏

演題：「子どものスマホ・ゲーム機利用のあり方」

～ネットいじめ・ネット依存を考える～

中学生による意見発表

佐久市子どもとメディア作品コンクール2019表彰式

アトラクション：浅間中学校合唱部の合唱

特別企画：長野県警察本部 薬物乱用防止パネルの展示による啓発

参加者 237名

2 毎月第3日曜日「家庭の日」、11月19日「いい育児の日」啓発活動

親子の絆やふれあいを深め、温もりある家庭づくりを推進するため、公民館報の「少年センターだより」及び情報誌「佐久っ子だより」の中での普及啓発を実施。

心豊かなたくましい青少年づくり

1 佐久市ジュニアリーダー研修

目 的 子どもたちの生活体験・自然体験や、社会体験の不足が指摘されているため、多彩な体験ができる機会を提供し、「生きる力」を持った人間性豊かな子どもの育成を目指す。また、市内小学校からの参加者等との交流により、広範囲な友達づくりと子ども会等のリーダーとしての技能と態度を身につける。

研 修 生 市内14小学校5・6年生 男子7名 女子23名 合計30名

※中学生・高校生14名が学生ボランティアスタッフとして運営に参加

実施期間 令和元年6月2日（日）～令和2年1月25日（土） 計15回

回数	月 日	テ ー マ	会 場	内 容
1	6月 2日 (日)	出合いの会	野沢会館	・出合いの会 ・昼食（焼きそば）作り ・集団ゲーム大会 ・リーダーとしての心得 ・始業式の分担と練習
2	6月15日 (土)	始業式	野沢会館	・始業式 ・子どもまつり事前研修
3	6月30日 (日)	佐久市子ども まつり	野沢会館	・子どもまつりで、各ブースを担当し、 幼児等の参加者におもちゃ作りを指導

回数	月 日	テ ー マ	会 場	内 容
4	7月13日 (土)	宿泊研修事前 学習 1	野沢会館	・ 宿泊研修事前学習 I ・ 危険予知トレーニング
5	8月10日 (土)	宿泊研修事前 学習 2	市民創錬 センター	・ 郷土料理体験 ・ 宿泊研修事前学習 II
6	8月16日 (金)	夏の宿泊研修	望月少年自然の 家	・ 食材買い出し ・ 自然体験 ・ 夕食作り ・ キャンプファイヤー
7	8月17日 (土)			・ カヌー体験 ・ 工作体験
8	9月 7日 (土)	環境浄化活動	千曲川河川敷、 野沢会館	・ 千曲川河川敷でゴミ拾い ・ 宿泊研修壁新聞作り
9	9月22日 (日)	大学生との 交流	市役所南棟	・ プログラミング体験 (マイコンカー)
10	10月 4日 (金)	乗馬体験 望月の駒の 学習	望月馬事公苑、 望月歴史民俗 資料館	・ 乗馬体験 ・ 望月の駒の学習
11	11月16日 (土)	座禅体験 老人施設訪問 事前学習	桃源院、 野沢会館	・ 座禅体験 ・ 老人施設訪問事前学習
12	11月30日 (土)	市内施設見学	シルバーランド みつい、 佐久ケーブル テレビ	・ 老人施設訪問 ・ 佐久ケーブルテレビ見学
13	12月14日 (土)	商業体験	野沢山門市、 野沢会館	・ 野沢山門市での商業体験 ・ 修了式の練習
14	1月18日 (土)	探鳥会	東京電力小諸発電 所杉の木貯水池、 野沢会館	・ 冬の野鳥観察 ・ 修了式の練習
15	1月25日 (土)	修了式	野沢会館	・ 修了式 ・ 6年生を送る会

2 銀河連邦子ども留学交流

実施期日 令和元年7月26日(金)～7月28日(日) 2泊3日

実施場所 サク共和国(長野県佐久市) 宿泊先: 臼田総合運動公園宿泊棟

見学先: うすだスタードーム、JAXA臼田宇宙空間観測所、

美笹深宇宙探査用地上局(GREAT)、佐久市子ども未来館

参加者 佐久市内小学5年生 5名(7共和国より児童40名参加)

実施内容 銀河連邦各共和国(①北海道大樹町 ②秋田県能代市 ③岩手県大船渡市 ④神奈川県相模原市 ⑤長野県佐久市 ⑥鹿児島県肝付町 ⑦宮城県角田市)の代表が一堂に会し、自然体験を通じて友情の輪を広げるとともに、各共和国の理解と関心を深める交流を実施。佐久市内の宇宙関連施設を見学。

月 日	実 施 内 容
7月26日(金)	歓迎会・各共和国自己紹介・星空観測(うすだスタードーム)

月 日	実 施 内 容
7月27日(土)	JAXA臼田宇宙空間観測所、美笹深宇宙探査用地上局(GREAT)見学 佐久市子ども未来館見学、お別れ会・名刺交換
7月28日(日)	各共和国との別れ 各共和国帰途

健全な社会環境づくり

1 環境浄化活動

長野県青少年サポーター・育成推進協議会理事・補導委員協議会理事・ジュニアリーダー
研修生で千曲川河川敷(中込地区 佐久大橋～野沢橋間)のゴミ拾いを実施した。

実施日 令和元年9月7日(土)

参加者 ジュニアリーダー研修生23名、学生ボランティアスタッフ9名

長野県青少年サポーター・育成理事・補導理事28名、事務局8名 計68名

2 メディアリテラシー(メディアからの情報を正しく受け取る能力)の向上

スマホ等でインターネット上の有害情報へアクセスして、事件に巻き込まれることのないよう、
佐久市子どもまつりで啓発用パネルを展示、佐久市ジュニアリーダー研修等に併せて啓発パンフレ
ットを配布した。また、ネットトラブルに巻き込まれないための知識と対処法を「まちづくり講
座」で講話した。

3 青少年の社会参加活動の促進

(1) 佐久市子どもまつり

日 時 令和元年6月30日(日)

場 所 野沢会館

概 要 親子がおもちゃなどのもの作りや体験活動を通して絆を深めるとともに指導者と
子どもたちとの世代間交流を図った。

19のブースを設置し、おもちゃ作りを実施した。

参加者 1,280名

※参考 平成30年度参加者数:1,406名

参加者数の減少理由の一つとして、当日の朝、雨が降っていたことが考えられる。
(午後には天気は回復した。)

(2) 信州あいさつ運動

目 的 家庭や地域でお互いにあいさつをすることで、みんながつながり地域を元気にし
て、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する。

内 容 7月1日(月)に岩村田駅前、2月10日(月)にイオン佐久平店周辺にて啓発
活動を実施した。

(11月は令和元年度東日本台風(台風19号)の影響により中止)

また、毎月11日は「信州あいさつの日」とされているため、佐久市ホームペー
ジの「少年センターだより」や情報誌「佐久っ子だより」の中で普及啓発を実施
した。

4 佐久市少年センター育成推進員の活動

- (1) 各地区の育成推進員は、地域の特性を活かした文化活動、スポーツ活動、郷土の伝承文化を継承する活動、奉仕活動やレクリエーション活動等の体験活動を実施するとともに育成会の組織づくりを推進した。

月 日	行 事 ・ 諸 会 合	備 考
4月下旬～	長野県子ども会安全会加入	令和元年度加入 54 育成会 総加入人数 2,869 名
4月18日 (木)	第1回理事会	役員選出、総会、研修会、佐久市子どもまつりについて
5月19日 (日)	令和元年度総会 総会後の研修会地域体験活動補助金について」 事務局より、地域体験活動補助金について説明	野沢会館 多目的ホール
～6月10日 (月)	地区青少年健全育成事業計画書及び予算書提出 育成推進協議会 地域体験活動補助金申請	各区より申請受付
6月14日 (金)	第2回理事会	青少年育成会活動費交付金・地域体験活動補助金・ 佐久市子どもまつりについて
6月30日 (日)	佐久市子どもまつり（参加者 1,280 名）	育成推進協議会理事、ジュニアリーダー研修生、学 生ボランティアスタッフ等が玩具作りを指導
8月9日 (金)	青少年健全育成事業補助金交付金（26 区）	
9月7日 (土)	環境浄化活動	千曲川河川敷（育成推進協議会理事・補導委員協議 会理事・ジュニアリーダー研修生等）
11月24日 (日)	佐久市青少年健全育成市民集会（参加者 237 人）	講演会 講師：子どもとメディア信州代表・松本市 立菅野中学校校長 松島 恒志 氏 演題：「子どものスマホ・ゲーム機利用のあり方」 ～ネットいじめ・ネット依存を考える～ 市内中学生 8 名の意見発表 佐久市子どもとメディア作品コンクール 2019 表彰式 アトラクション：浅間中学校合唱部の合唱
12月20日 (金)	地域体験活動補助金交付第1回	実績報告書提出により交付確定し、交付
1月31日 (金)	地域体験活動補助金交付第2回	実績報告書提出により交付確定し、交付
2月28日 (金)	地域体験活動補助金交付第3回	実績報告書提出により交付確定し、交付
3月19日 (木)	地区青少年健全育成事業報告書及び決算書提出 地域体験活動補助金交付第4回	実績報告書提出により交付確定し、交付
3月27日 (金)	地域体験活動補助金交付第5回	実績報告書提出により交付確定し、交付
3月31日 (火)	地域体験活動補助金交付第6回	実績報告書提出により交付確定し、交付
4月10日 (金)	地域体験活動補助金交付第7回	実績報告書提出により交付確定し、交付

各地区での青少年健全育成事業

市内地区育成会、支部PTA、育成推進員による青少年健全育成活動

地区育成会

- ・ 文化的活動・・・・・・・・・・ 1,075 件
（支部児童会、講演会、交通安全教室、書道教室、文化祭等）
- ・ スポーツ活動・・・・・・・・・・ 1,780 件
（球技大会、球技教室、地区運動会、ラジオ体操等）
- ・ レクリエーション・・・・・・・・ 280 件
（花火大会、盆踊り、お楽しみ会、歓送迎会、親子レクリエーション、クリスマス会等）
- ・ 郷土伝統行事・・・・・・・・・・ 335 件
（祇園祭、どんど焼き、獅子舞、道祖神、しめ縄、郷土芸能等）
- ・ 奉仕活動・・・・・・・・・・ 357 件
（美化清掃活動、敬老会参加、資源回収、防犯活動、花壇づくり等）

※ 上記は、「令和元年度地区青少年健全育成事業報告書」に基づき集計したものです。

令和2年度 青少年健全育成事業計画（案）

次代を担う青少年の生きる力を育み、意欲と思いやりのある心を身につけ、心身ともに健やかでたくましく育つよう「明るい家庭づくり」「心豊かなたくましい青少年づくり」「健全な社会環境づくり」を基本とし、広く市民の理解と協力を得ながら、家庭・学校・地域・関係諸団体が連携して、地域に根ざした活動の展開を図る。

※新型コロナウイルスの影響により、日時や内容の変更・中止となる場合があります。

明るい家庭づくり

家庭は、青少年が基本的な生活習慣や社会マナーを身につけ、豊かな情操を育み、健康な体をつくるなど、人間形成の基礎を培う重要な役割と責任を担っている。

しかし、今日の家庭は、親子関係の希薄化、教育力の低下、児童虐待など様々な問題が指摘されている。このため、家庭での会話やふれあいにより親子の信頼を高め、家庭の教育力の向上を支援する。

1 佐久市青少年健全育成市民集会（予定）

日 時 令和2年12月5日（土）

場 所 市民創練センター

内 容 講演：講師 未定

中学生による意見発表予定

特別企画：長野県警察本部 薬物乱用防止広報パネルによる啓発予定

2 毎月第3日曜日「家庭の日」・11月19日「いい育児の日」啓発活動

親子の絆やふれあいを深め、温もりある家庭づくりを推進するため、佐久市ホームページの「少年センターだより」及び情報誌「佐久っ子だより」の中での普及啓発に努める。

心豊かなたくましい青少年づくり

子どもたちに様々な生活体験や活動体験の機会を提供することにより、豊かな感性や社会性、自主性、創造性を培い、社会変化の著しい時代にふさわしい、地域のリーダーを育成する。

1 佐久市ジュニアリーダー研修

新型コロナウイルス感染拡大防止のため募集時期を遅らせ、回数を減らして実施予定

期 間：令和2年8月頃～令和3年1月まで10回程度（予定）

募集定員：30名

2 銀河連邦子ども留学交流

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

健全な社会環境づくり

1 環境浄化活動

美化活動の実施

育成推進協議会理事・ジュニアリーダー研修生によるゴミ拾い等の美化活動の実施。

- 2 メディアリテラシー（メディアからの情報を正しく受け取る能力）の向上
 スマホ等でインターネット上の有害情報へアクセスして、事件に巻き込まれることのないよう
 佐久市ジュニアリーダー研修等に併せてパンフレットを配布し啓発する。

3 青少年の社会参加活動

青少年が地域社会の一員として誇りと責任を自覚するとともに地域の連帯感を醸成し、社会活動への積極的な参加を促す。

(1) 佐久市子どもまつり

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(2) 信州あいさつ運動

目 的 家庭や地域でお互いにあいさつをすることで、みんながつながり地域を元気にし
 て、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する。

内 容 7・11・2月に、岩村田駅前やイオン佐久平店周辺にて啓発活動を実施する。
 また、毎月11日は「信州あいさつの日」とされているため、佐久市ホームページの「少年センターだより」や情報誌「佐久っ子だより」の中で普及啓発に努める。

4 佐久市少年センター育成推進員の活動

各地区の育成推進員は、地域の特性を活かした青少年健全育成事業を担い、青少年健全育成会や地区子ども会とともに文化活動、スポーツ活動、郷土の伝承文化を継承する活動、奉仕活動やレクリエーション活動等の体験活動を推進する。

令和2年度 主な年間事業について（予定）

月 日	行 事 ・ 諸 会 合	摘 要
4 月	・ 第1回理事会	書面決議
5 月～	・ 2020 年度全国子ども会安全会 加入申込	
5 月	・ 育成推進協議会総会	書面会議 書面決議
5 月下旬	・ 令和2年長野県子ども会連絡協議会総会	書面会議
6 月中旬	・ 第2回理事会	
7 月	・ 青少年の非行問題に取り組む全国強調月間 ・ 有害環境浄化活動強化月間	
9 月下旬	・ 環境浄化活動作業（理事）	
11 月	・ 子ども・若者育成支援強調月間	
12 月 5 日（土）	・ 佐久市青少年健全育成市民集会	市民創錬センター
1 月 23 日（土）	・ 青少年健全育成県民大会	
3 月上旬	・ 第3回理事会	

佐久市少年センター育成推進員の主な年間業務について（予定）

1 年間業務表

月	時期	内 容	主な業務	備考
5 月	上旬～	全国子ども会安全会入会事務	1 人年間 150 円の掛金による保険の加入取りまとめ（希望区のみ）	加入書類の提出
		育成推進協議会総会 地区協議会	年間計画等の説明等	書面会議 書面表決書の提出
6 月	中旬	地区青少年育成事業計画書の提出	育成事業年間計画書の作成・提出	計画書提出
		地区青少年育成事業予算書の提出	育成事業予算書の作成・提出	予算書提出
		地域体験活動補助金交付申請書提出	他地区の模範となる行事に対する地域体験活動補助金の交付申請	計画書・予算書提出
		地域体験活動補助金交付地区の決定	地域体験活動補助金交付地区を理事会にて決定	交付手続きを開始
8 月	上旬	育成推進協議会活動費交付金の交付	各地区へ交付金交付（年間計画提出地区のみ）	地区理事を通して交付
12 月	5 日	佐久市青少年健全育成市民集会	意見発表・講演会等	集会への参加
	中旬	地域体験活動補助金報告書の提出	地域体験活動実績報告書の提出	報告書提出
1 月	下旬	地域体験活動補助金報告書の提出	地域体験活動実績報告書の提出	報告書提出
2 月	下旬	地域体験活動補助金報告書の提出	地域体験活動実績報告書の提出	報告書提出
3 月	上旬	地区青少年育成事業報告書の提出	育成事業年間報告書の作成・提出	報告書提出
	上旬	地区青少年育成事業決算書の提出	育成事業決算書の作成・提出	決算書提出

2 主な業務についての説明

（1）育成推進協議会理事について

育成推進協議会では「佐久市少年センター育成推進協議会規約」に基づき、下記の 26 地区からなる「地区協議会」が設置されています。

また、この地区協議会より、1 名が『理事』として選出されます。

理事は、地区協議会の開催、育成推進協議会理事会への出席、育成推進協議会活動費交付金等の交付作業、諸会議への出席などしていただきます。

【佐久市少年センター育成推進協議会 地区協議会】

- ・ 岩村田地区 ・ 小田井地区 ・ 平根地区 ・ 中佐都地区 ・ 高瀬地区 ・ 野沢地区
- ・ 桜井地区 ・ 岸野地区 ・ 前山地区 ・ 大沢地区 ・ 中込地区 ・ 平賀地区
- ・ 内山地区 ・ 三井地区 ・ 志賀地区 ・ 田口地区 ・ 青沼地区 ・ 臼田地区
- ・ 切原地区 ・ 中津地区 ・ 甲地区 ・ 南御牧地区 ・ 本牧地区 ・ 布施地区
- ・ 春日地区 ・ 協和地区

補 導 関 係

令和元年度 青少年補導活動事業報告

街頭補導活動

1 街頭補導実施状況及び補導内容

- (1) 街頭補導実施回数 (4月～3月) 204回
 (2) 従事補導委員数 (4月～3月) 延べ937人
 (3) 補導した少年数 (4月～3月) 2人

	小学生	中学生	高校生	有職者 無職者	合 計	前年度
怠 学						
飲 酒						
喫 煙						
不良交遊						
盛り場徘徊						
不健全娯楽						
夜遊び						
その他	2				2	2
合 計	2				2	2

※不健全娯楽・・・高校生のみでのゲームセンターの人数は含まない。※その他は、自転車の二人乗りを含む。

(4) 補導活動時の「声かけ」人数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
123	210	282	190	254	268	315	235	275	255	325	203	2,935

- 2 市内5小学校(佐久平浅間・中佐都・東・野沢・青沼)、全8中学校・全8高等学校への学校訪問を実施し情報交換を実施
 3 学校職員・PTAとの合同街頭補導を実施・・・10月
 4 巡回中の注意点・問題事項及び特異事項等の把握・・・件数(4月～3月) 20件
 ・公園や施設等の落書き箇所の発見
 ・通学路や施設、公園内での危険箇所の発見(ぐらついている標識やむき出しの釘など)
 ・子ども達の公園利用や危険な振る舞いに関する、住民や施設管理者からの懸案事項等
 ※いずれも関係機関や施設の管理団体等へ連絡し、対応を依頼した。

環境浄化活動

ゴミ拾いをジュニアリーダー研修生、少年センター育成推進協議会、長野県青少年サポーターと合同で実施(9月7日) 佐久大橋～野沢橋間 千曲川河川敷

啓発活動

1 青少年健全育成のぼり旗の設置と街頭啓発の実施

(1) 7・11・2月の強調月間に市役所玄関前にのぼり旗を設置した。

(2) 強調月間にあわせてＪＲ岩村田駅前やイオンモール佐久平周辺において街頭啓発を実施した。

2 メディアの危険性や補導活動等を周知するためのパネル展示

6/30「子どもまつり」において実施した。

3 長野県警の薬物乱用防止展示による啓発を実施 11/24「市民集会」にあわせて実施した。

4 「信州あいさつ運動」の実施

7・11・2月の強調月間の街頭啓発にあわせて実施した。

活動報告

実施日	曜日	内 容	実施場所
4月18日	木	第1回 理事会（総会の開催日程及び協議内容について）	市役所南棟
5月10日	金	県補導委員会・同補導センター両連絡協議会合同理事会（会長・所長出席）	佐久市
5月17日	金	佐久市少年センター補導委員協議会 総会・研修会	野沢会館
6月6日	木	第2回 理事会（長野県青少年補導活動推進大会・佐久市子どもまつり・環境浄化・視察研修について）	市役所南棟
6月12日	水	県補導委員会・同補導センター両連絡協議会合同理事会（会長・所長出席）	佐久市
6月30日	日	佐久市子どもまつり	野沢会館
7月1日	月	「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「有害環境浄化活動強化月間」街頭啓発活動（県子ども・若者育成支援推進本部佐久地方部主催）	J R 岩村田駅
7月6日	土	中込七夕まつり特別巡回（夜間補導）	中込地区
7月11日	木	第44回長野県青少年補導活動推進大会	佐久市
7月13日	土	岩村田祇園祭特別巡回（夜間補導）	岩村田地区
7月27日	土	野沢祇園祭特別巡回（夜間補導）	野沢地区
8月3日	土	臼田よいやさ特別巡回（夜間補導）	臼田地区
8月14日	水	浅科どんどん祭り特別巡回（夜間補導）	浅科地区
8月15日	木	望月榊祭り特別巡回（夜間補導）	望月地区
8月19日	月	県補導委員会会長・事務局担当者合同会議（会長出席）	中野市
8月23日	金	第47回青少年補導センター東信4市連絡会会議	上田市
9月5日	木	第3回 理事会（環境浄化活動・視察研修・市民集会について）	市役所南棟
9月7日	土	環境浄化活動（清掃）	千曲川河川敷
10月10日 ～11日	木～金	県補導委員会会長・同補導センター所長視察研修（会長・次長出席）	中野市
11月1日	金	「子ども・若者育成支援強調月間」「有害環境浄化活動強化月間」街頭啓発活動（県子ども・若者育成支援推進本部佐久地方部主催） ※台風19号の影響により中止	J R 岩村田駅
11月2日	土	長野県青少年健全育成県民大会（会長・副会長・次長出席）	東御市
11月24日	日	佐久市青少年健全育成市民集会	市民創錬センター
12月10日	火	視察研修（長野県警察学校・長野県警察本部 通信指令課・NHK 長野放送局）※台風19号の影響により中止	長野市
1月16日	木	第4回 理事会	701 会議室
2月10日	月	「有害環境浄化活動強化月間」「信州あいさつ運動」街頭啓発活動	イオンモール佐久平
2月12日	水	県補導委員会・同補導センター両連絡協議会合同理事会（会長・次長出席）	中野市
3月6日	金	第5回 理事会 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止	市役所南棟

7月～2月…学校訪問(市内5小学校・8中学校・8高等学校にて実施)

10月…学校・PTA・少年センターによる合同街頭補導

令和2年度 青少年補導活動事業計画（案）

街頭補導活動

青少年が集まりやすい場所を重点的に巡回して、不良行為少年などを早期に発見し、適切な注意や声かけをすることにより、少年の非行化を未然に防止し、健やかな成長を支援していく。

- 1 毎週5回（月・火・水・木・金）街頭補導活動を実施
青少年への「声かけ」や「対話」を積極的に行い、子どもたちと関わりをもつ。
子ども達の夏休みにあわせ、7～8月にかけて浅間地区での夜間補導を実施。
- 2 小学校・中学校・高等学校への学校訪問を計画的に実施
市内4小学校（岸野・田口・浅科・望月）・全8中学校・全8高等学校を予定。
- 3 学校職員・PTA（保護者）との合同街頭補導の実施
10月を中心に実施予定。
- 4 子ども達にとって危険と思われる箇所等の把握・関係機関等への連絡
通学路や施設、公園内での危険箇所等（むき出しの釘など）を把握し、関係機関や施設の管理団体等へ連絡をする。

環境浄化活動

平成18年10月1日の「佐久市有害図書類等の規制に関する条例」の施行と、地域の皆さんの「有害自動販売機を置かせない運動」により、市内の有害自動販売機は平成19年2月25日全てが撤去された。今後も、有害な図書類等を収納した自動販売機を設置させない運動を進める。また、有害雑誌やアダルトビデオは、精神的に未発達な青少年に強い性的刺激を与えたり、暴力的、残虐的風潮を助長することも考えられる。このことから、好ましくない社会環境から青少年を守るため、有害環境の監視的役割として有害環境チェック活動等を行う。

- 1 アダルトビデオや有害図書類等を収納した自動販売機を設置させない運動の推進
- 2 有害環境チェック活動の実施
「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）」「子ども・若者育成支援強調月間（11月）」
「有害環境浄化活動強化月間（7・11・2月）」には特に重点的に実施する。
特に、青少年に刺激の強い図書類を取扱う市内の店舗に、青少年健全育成協力店の依頼を行う。
- 3 地下道や橋梁等の落書き箇所の発見・連絡
- 4 清掃活動等の実施

啓発活動

日々変化する子どもたちを取り巻く環境を速やかに把握し、関係機関と連携を図りながら青少年のためのよりよい社会環境づくりを推進する。

また、市民が青少年健全育成に理解と認識を深めるよう広報等で啓発する。

- 1 青少年健全育成のぼり旗の設置（7・11・2月の強調月間）と街頭啓発の実施
- 2 メディアの危険性や補導活動等を周知するためのパネル展示
- 3 長野県警の薬物乱用防止展示を活用し、薬物の恐さの啓発
- 4 「信州あいさつ運動」の実施
家庭や地域でお互いにあいさつをすることで、みんながつながり地域を元気にして、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する運動。

令和2年度 活動計画（案）

7月 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「有害環境浄化活動強化月間」
 11月 「子ども・若者育成支援強調月間」「有害環境浄化活動強化月間」
 2月 「有害環境浄化活動強化月間」

実施日	曜日	事業内容	実施場所
4月16日	木	第1回 理事会	市役所南棟
5月14日	木	令和2年度佐久市少年センター補導委員協議会 総会 ※書面決議	野沢会館
5月19日	火	県補導センター・同補導委員会両協議会合同理事会（会長出席） ※書面決議	東御市
6月4日	木	第2回 理事会 ※中止	市役所南棟
6月10日	水	県補導センター・同補導委員会両協議会合同理事会（会長出席）	東御市
7月～8月		夜間補導実施	浅間地区
7月4日	土	中込七夕まつり特別巡回（夜間補導）	中込地区
7月5日	日	佐久市子どもまつり ※中止	野沢会館
7月9日	木	第45回長野県青少年補導活動推進大会	東御市
7月18日 予定	土	岩村田祇園祭特別巡回（夜間補導）	岩村田地区
7月25日 予定	土	野沢祇園祭特別巡回（夜間補導）	野沢地区
8月1日	土	臼田よいやさ特別巡回（夜間補導）	臼田地区
8月14日	金	浅科どんどん祭り特別巡回（夜間補導）	浅科地区
8月15日	土	望月榊祭り特別巡回（夜間補導）	望月地区
8月		第48回青少年補導センター東信4市連絡会会議	東御市
8月下旬		県補導委員会会長・事務局担当者合同会議（会長出席）	塩尻市
9月3日	木	第3回 理事会	市役所南棟
9月22日	火	環境浄化活動（清掃）	市内
10月		青少年補導委員会会長・青少年補導センター所長等視察研修（会長）	未定
11月または 12月		視察研修	未定
12月5日	土	佐久市青少年健全育成市民集会	市民創錬センター
1月14日	木	第4回 理事会	市役所南棟
2月12日 予定	金	「有害環境浄化活動強化月間」「信州あいさつ運動」街頭啓発活動	岩村田地区
2月中旬		県補導センター・同補導委員会両協議会合同理事会（会長出席）	塩尻市
3月4日	木	第5回 理事会	市役所南棟

通年：学校訪問（市内4小学校・全8中学校・全8高等学校を予定）

10月：学校、PTA、センター合同街頭補導

關 係 資 料

「青少年健全育成都市宣言」

次代の日本を担い、明日の佐久市を大きく発展させる者は、青少年であります。

かけがえのない青少年が、豊かな自然環境の中で、心身ともに健やかに育ち、確かな知性と豊かな情操を培い、たくましく生きていく力を貯え、広く社会の発展に役立つ人に成長することは、全市民共通の願いであります。

そのためには、家庭・学校・地域社会・青少年関係団体等は、相互の協調と連携の輪を広げて、市民総ぐるみで青少年健全育成に取り組めます。

また、青少年自身も、社会の期待とその一員としての生き方を自覚し、生きがいをもって、明日の佐久市の大きな発展に向かって努力します。

未来を創造する青少年と、それを支える全市民の願いにより、叡智と情熱で結ばれた理想の郷土佐久市を目指し、ここに、佐久市を「青少年健全育成都市」とすることを宣言します。

平成18年3月23日

佐久市議会議決

(設置)

第1条 青少年の健全な育成及び非行化の防止を図るため、少年センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市少年センター	佐久市中込3056番地

(業務)

第3条 センターは、青少年育成補導関係機関、関係団体及び民間有志者の協力を得て、次の業務を行う。

- (1) 青少年の育成及び補導に関すること。
- (2) 青少年の育成及び補導についての調査、研究及び資料収集に関すること。
- (3) 青少年の育成及び補導についての広報に関すること。

(運営協議会)

第4条 センターの活動の公正かつ適正な運営を図るため、佐久市少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員25人以内で組織し、委員は、青少年育成補導関係機関、関係団体等の代表者及び識見を有する者のうちから佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。
- 3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(分科会)

第5条 協議会に次に掲げる分科会を置く。

- (1) 補導分科会
- (2) 育成分科会

- 2 分科会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 分科会は、協議会から付託された事項を審議するとともに、協議会の決定した方針に基づき専門補導委員、補導委員及び育成推進員を指揮監督する。
- 4 前条第4項から第7項までの規定は、分科会について準用する。

(専門補導委員及び補導委員)

第6条 青少年を補導するため、専門補導委員及び補導委員を置く。

(育成推進員)

第7条 青少年の健全な育成のため、育成推進員を置く。

第8条 補導委員及び育成推進員（以下「補導委員等」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の補導委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月19日条例第24号）

この条例は、平成28年7月25日から施行する。

附 則（令和元年12月20日条例第28号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

佐久市少年センター条例施行規則

平成17年4月1日
教育委員会規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市少年センター条例（平成17年佐久市条例第208号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選定)

第2条 条例第6条の規定による専門補導委員（以下「専門補導委員」という。）及び同条の補導委員（以下「補導委員」という。）並びに条例第7条の育成推進員（以下「育成推進員」という。）は、次に掲げる者のうちから選定する。

- (1) 関係行政機関の職員として従事した経験を有する者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 市内の小学校、中学校及び高等学校の教職員として従事した経験を有する者
- (4) 識見を有する者

2 専門補導委員、補導委員及び育成推進員の人数については、別に定めるところによる。

(協議会への報告)

第3条 条例第5条第1項第1号の規定による補導分科会及び同項第2号の規定による育成分科会は、付託事項の審議の結果並びに専門補導委員、補導委員及び育成推進員の活動の経過及び結果を条例第4条第1項の規定による佐久市少年センター運営協議会に報告しなければならない。

(職務)

第4条 専門補導委員及び補導委員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年の補導及び相談に関すること。
- (2) 青少年の指導に関係する他の機関及び団体との連絡及び協調に関すること。
- (3) 青少年の指導に関する調査研究、資料の収集及び広報に関すること。

2 育成推進員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域青少年育成会及び青少年団体の育成、活動の推進等に関すること。
- (2) 児童委員の活動、非行防止の活動、環境の浄化活動等に協力すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成のための諸活動に関すること。

(職員)

第5条 佐久市少年センターに所長及び次長を置く。

2 前項に定めるほか、必要に応じ、その他の職員を置くことができる。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日教委規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

平成 17 年 5 月 22 日

(設置)

第 1 条 佐久市少年センター育成推進員相互の融和と情報交換を図るとともに、青少年の健全育成を広く市民に啓発することにより、地域における青少年の健全育成活動の促進を図ることを目的として佐久市少年センター育成推進協議会（以下「協議会」という。）をおく。

(事業)

第 2 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 家庭の健全化を図るための諸活動
- (2) 社会環境の浄化を図るための諸活動
- (3) 青少年の非行防止のための諸活動
- (4) 青少年の健全育成施設の整備を促進するための諸活動
- (5) 体育及びレクリエーションを奨励するための諸活動
- (6) 健全な青少年団体及びグループの育成を図り、すべての青少年がこれに参加することを奨励するための諸活動
- (7) 地域における青少年育成組織の結成を促進するための諸活動
- (8) その他協議会の目的を達成するために必要な諸活動

(組織)

第 3 条 協議会は、佐久市少年センター育成推進員をもって組織する。

(役員)

第 4 条 協議会に次の役員をおく。

会 長 1 人
副会長 3 人
理 事 20 人
監 事 2 人

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を行う。
- 4 監事は、協議会の監査に当たる。

(役員を選任)

第 5 条 会長、副会長及び監事は、理事の互選によりこれを定める。

- 2 理事は、第 10 条に規定する地区協議会の代表者をもって充てる。

(役員任期)

第 6 条 役員任期は、2 年とする。ただし、少年センター育成推進員の在任期間中とする。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(機関)

第 7 条 協議会に、次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会

- 2 総会は、協議会の最高機関であって全会員をもって構成し、毎年 1 回以上会長が招集する。
- 3 理事会は、総会に代わる議決機関であって、第 4 条に定める役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(会議の運営)

第8条 総会及び理事会は、それぞれの構成員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、再招集の場合は、この限りでない。

2 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数の賛同を得て議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(地区協議会)

第9条 次の表に定める地区において、協議会の地区協議会をおく。

地区協議会設置地区名	
岩村田地区 小田井地区 平根地区 中佐都地区 高瀬地区 野沢地区 桜井地区 岸野地区 前山地区 大沢地区 中込地区 平賀地区 内山地区 三井地区 志賀地区 田口地区 青沼地区 臼田地区 切原地区 中津地区 甲地区 南御牧地区 本 牧地区 布施地区 春日地区 協和地区	
合計	26 地区

(地区協議会の組織)

第10条 地区協議会は、前条に定める地区の佐久市少年センター育成推進員をもって組織する。

(地区協議会の会議)

第11条 地区協議会の会議は、必要に応じて地区協議会の会長が招集する。

(経費)

第12条 協議会の経費は、会費、寄附金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 協議会の事務局は、佐久市教育委員会内におく。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、理事会に諮って会長が定める。

附 則

この規約は、平成17年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(設置)

第 1 条 少年センター補導委員相互の親睦と情報交換をはかり、青少年の補導に寄与し、青少年の健全育成をはかるため、佐久市少年センター補導委員協議会をおく。

(事務局)

第 2 条 協議会の事務局を、教育委員会内におく。

(事業)

第 3 条 第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 補導技術向上をはかるための事業
- (2) 会員相互の親睦と情報交換
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第 4 条 協議会は、佐久市少年センター補導委員をもって組織する。

(機関)

第 5 条 協議会に、次の機関をおく。

(1) 総会

(2) 理事会

2 総会は、協議会の最高機関であって、全会員をもって構成し、毎年 1 回以上会長が招集する。

3 理事会は総会に代わる議決機関であって、第 7 条に定める役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

(会議の運営)

第 6 条 総会及び理事会は、それぞれの構成員の過半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、再招集の場合はこの限りではない。

2 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数の賛同を得て議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員)

第 7 条 協議会に、次の役員をおく。

会長 1 人

副会長 3 人

理事若干人

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(役員の選任)

第 8 条 会長・副会長は理事より選出し、理事は班長とし、班長は班の互選とする。

(役員の任期)

第 9 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(補則)

第 10 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、理事会に諮って会長が定める。

附 則

この規約は、平成 17 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

佐久市有害図書類等の規制に関する条例

平成18年6月28日

条例第43号

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害な図書類等を規制することにより、市内の社会環境を整備し、青少年の保護及び健全な育成を図ることを目的とする。

(この条例の解釈及び適用)

第2条 この条例は、前条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであって、これを拡張して解釈することにより、何人に対しても、その自由及び権利を不当に制限するようなことがあってはならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 小学校就学の始期から18歳に達するまでの者(婚姻により成年に達したとみなされた者を除く。)をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人その他の者で青少年を現に監護する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌、文書、図画、音盤(録音テープを含む。)、写真、フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、ディー・ブイ・ディー、シー・ディー・ロムその他映像又は音声記録されているものをいう。
- (5) がん具類 がん具その他これに類するものをいう。

(市の責務)

第4条 市は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護する施策を策定し、及び実施するとともに、市民による青少年の健全な育成に関する活動を支援するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、青少年の健全な育成を図ることが市民に課せられた責務であることを深く認識し、相互に連携して、青少年を健全に育成するため、青少年を取り巻く社会環境の浄化に努めなければならない。

- 2 保護者は、青少年を健全に育成することがその責務であることを深く自覚し、青少年を常に温かい環境の中で保護し、及び教育するように努めなければならない。
- 3 何人も、その内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類を青少年に読ませ、見せ、又は聴かせないように努めなければならない。
- 4 何人も、その形状、構造又は機能が著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるがん具類を青少年に所持させないように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な成長を阻害することのないように努めなければならない。

(図書類の販売等をする者の自主規制)

第7条 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、その内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の販売又は貸付けについては、他の図書類と区別し、青少年の目

に直接触れないように、営業所内の容易に監視することのできる場所に専用のコーナーを設けるとともに、当該場所に青少年の購入、借受け、閲覧、視聴及び聴取を禁ずる旨の掲示をするように努めなければならない。

(自動販売機等の設置の届出)

第8条 自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)を用いて図書類又はがん具類(専ら児童の遊戯に供するものを除く。以下この条及び附則第2項において同じ。)の販売又は貸付けを営もうとする者は、図書類又はがん具類の販売又は貸付けをするための自動販売機等を設置するときは、当該自動販売機等ごとに、販売又は貸付けを開始する日の20日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所及び電話番号(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)
- (2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)
- (3) 自動販売機等に収納する図書類又はがん具類の種類
- (4) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
- (5) 販売又は貸付けを開始しようとする年月日
- (6) 自動販売機等を管理する者(以下「自動販売機等管理者」という。)の氏名、住所及び電話番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項第6号の自動販売機等管理者は、規則で定める要件を満たした者であって、自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類が次条第1項に規定する有害図書類又は同条第2項に規定する有害がん具類に該当することとなった場合に、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等から撤去することができる者でなければならない。この場合において、自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営もうとする者が市内に居住する者であるときは、当該者が自動販売機等管理者を兼ねることができる。

3 第1項の規定による届出をした者は、届出に係る事項に変更があったとき、又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があった日又はその廃止した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第1項の規定による届出をした者は、設置する自動販売機等の見やすい箇所に、その氏名、住所及び電話番号(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)を明確に表示しなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも、同様とする。

(有害図書類等の自動販売機等への収納の禁止、有害図書類等の撤去の命令等)

第9条 自動販売機等を用いて図書類の販売又は貸付けを営む者は、次の各号のいずれかに該当する図書類(以下「有害図書類」という。)を自動販売機等に収納してはならない。

- (1) 書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為(以下「卑わいな姿態等」という。)を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下この号において同じ。)の数が、20ページ以上あるもの又は当該書籍又は雑誌のページの総数の5分の1以上を占めるもの
- (2) 卑わいな姿態等を被写体とした写真(印刷されたものを除く。)で規則で定めるもの
- (3) カード、ちらしその他これらに類する印刷物であって、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものが印刷されているもの

- (4) フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、ディー・ブイ・ディー、シー・ディー・ロムその他映像が記録されているもので、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものが合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が20場面以上あるもの若しくは総場面数の3分の1以上を占めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が、その内容の全部又は一部が次のいずれかに該当すると認めて指定したもの
 - ア 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの
 - イ 青少年の粗暴性又は残虐性を著しく助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの
- 2 自動販売機等を用いてがん具類の販売又は貸付けを営む者は、次の各号のいずれかに該当するがん具類（以下「有害がん具類」という。）を自動販売機等に収納してはならない。
 - (1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
 - (2) 下着の形状をしたもの
 - (3) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が、その形状、構造又は機能が著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めて指定したもの
- 3 市長は、第1項第5号又は前項第4号の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 4 自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営む者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具類が有害図書類又は有害がん具類に該当することとなつたときは、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等から撤去しなければならない。
- 5 市長は、第1項、第2項又は前項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納している者に対し、期限を定めて、当該有害図書類又は有害がん具類の撤去を命ずることができる。

（適用除外）

第10条 前2条の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

（審議会への諮問）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、次条に規定する佐久市青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認められるときは、この限りでない。

（1）第9条第1項第5号又は第2項第4号の規定による指定をしようとするとき。

（2）第9条第5項の規定による命令をしようとするとき。

2 市長は、前項ただし書の規定により佐久市青少年健全育成審議会の意見を聴かないで指定又は命令をしたときは、その旨を速やかに佐久市青少年健全育成審議会に報告しなければならない。

（審議会の設置）

第12条 市長の諮問に応じ前条第1項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ青

少年の保護及び育成に関する重要事項を調査審議するため、佐久市青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織）

第13条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第14条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第15条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第16条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の事務について委員を補佐する。

（立入調査等）

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定する職員に、営業を行っている時間内に、図書類又はがん具類の自動販売機等の設置場所に立ち入り、当該自動販売機等を調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（罰則）

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

（1） 第8条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（2） 第9条第5項の規定による命令に従わなかった者

（3） 第17条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、又は同項の規定による資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出した者

（両罰規定）

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市有害図書類等の規制に関する条例（平成18年佐久市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(自動販売機等の設置の届出書等)

第3条 条例第8条第1項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 届出者の住民票の写し（法人にあっては、その法人の登記事項証明書）
- (2) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
- (3) 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置及び自動販売機等に収納する物品について承諾していることを証する書類
- (4) 自動販売機等管理者の住民票の写し
- (5) 自動販売機等管理者が次条第3号及び第4号の要件を満たすことを証する書類

3 条例第8条第3項の規定による変更又は廃止の届出は、自動販売機等届出事項変更（廃止）届出書（様式第2号）によるものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、それぞれ当該各号に定める書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営む者（以下「自動販売機等取扱業者」という。）の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）の変更 前項第1号に掲げる書類
- (2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）の変更 前項第2号及び第3号に掲げる図面及び書類
- (3) 自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号の変更 前項第4号及び第5号に掲げる書類

4 条例第8条第4項の規定による表示は、自動販売機等届出済証（様式第3号）によるものとする。

(自動販売機等管理者の要件)

第4条 条例第8条第2項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 未成年者でないこと。
- (2) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (3) 条例に定める自動販売機等管理者の義務の履行に関し、自動販売機等取扱業者から一切の権限を付与されていること。
- (4) 条例に定める自動販売機等管理者の義務を履行することを承諾していること。

(有害図書類等の基準)

第5条 条例第9条第1項第1号から第3号までに規定する規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）とする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- ア 大たい部を開いた姿態
 - イ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態
 - ウ 男女間の愛ぶの姿態
 - エ 自慰の姿態
 - オ 排せつの姿態
 - カ 緊縛の姿態
- (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
- ア 性交又はこれを連想させる行為
 - イ 強制的性交等その他のりょう辱行為
 - ウ 同性間の行為
 - エ 変態性欲に基づく行為
- 2 条例第9条第1項第4号に規定する規則で定めるものは、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）とする。
- 3 条例第9条第1項第5号アに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。
- (1) 男女の肉体の全部又は一部を露骨に表現し、若しくは描写し、正常な性的しゅう恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるもの
 - (2) 性交、自慰、変態性欲に基づく性行為その他の性行為を露骨に表現し、又は描写しているもの
 - (3) せりふ、説明、口上、音楽等が正常な性的しゅう恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、表現又は描写がこれらと同程度に青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- 4 条例第9条第1項第5号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。
- (1) 暴力をことさら讃（さん）美するような表現をし、又は描写をしているもの
 - (2) 残忍若しくは陰惨な殺人、傷害、暴行等の場面又は拷問、私刑、虐待等による肉体的若しくは精神的苦痛を刺激的に表現し、又は描写しているもの
 - (3) 殺人、傷害、暴行、強盗等の準備若しくは実行行為の手段若しくは経過を詳細かつ刺激的に表現し、又は描写しているもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、表現又は描写がこれらと同程度に青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- 5 条例第9条第2項第1号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有する物品
 - (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有する物品で、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するもの
 - (3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させて人形となるものを含む。）
（指定の公示）
- 第6条 条例第9条第3項の規定による指定の公示は、佐久市公告式条例（平成17年佐久市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。
（立入調査員の指定）
- 第7条 条例第17条第1項の規定により立入り、調査等を行う者の指定は、佐久市教育委員会事

務局及び教育機関の職員のうちから行うものとする。

(立入調査員証)

第8条 条例第17条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第4号)によるものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

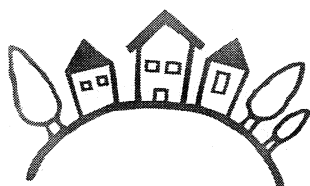
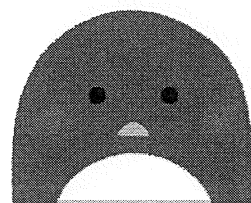
附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成29年11月1日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

毎月11日は…
「信州あいさつの日」



毎月第3日曜日は…
「家庭の日」

毎年11月19日は…
「いい育児の日」

